

多摩学術文化プラットフォーム「ぷらっとこくぶんけん」規程

平成31年 2月21日
規程第 96 号

(目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構国文学研究資料館（以下「当館」という。）と多摩信用金庫との学術・文化の発展に関する包括連携協定に基づき、多摩地域の学術・文化の更なる発展を図るため、当館が中心となって構築するプラットフォームに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 プラットフォームの正式名称は、「多摩学術文化プラットフォーム「ぷらっとこくぶんけん」」（以下「プラットフォーム」という。）という。

(事業)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる事業に取り組むこととする。

- (1) 当館の研究成果発信に関する講座、講演会等の事業
- (2) プラットフォームの情報発信に関する事業
- (3) 地方公共団体、企業、その他団体等との連携の推進に関する事業
- (4) その他、多摩地域の学術・文化の更なる発展を図る目的の達成のために必要な事業

(会員)

第4条 プラットフォームは、本プラットフォームの目的である多摩地域の学術・文化の更なる発展に賛同した地方公共団体、企業、その他団体等を会員として構成する。

2 会員の入退会手続きについて、別に定める。

(寄付の受け入れ)

第5条 当館の研究及び事業、並びにプラットフォームの事業を推進するために、プラットフォームに地方公共団体、企業、その他団体等からの寄付受け入れを行うことができる。

2 プラットフォームは、寄付者に定期的に事業活動の報告を行う。

3 寄付の手続きは、人間文化研究機構寄付金取扱規程によるものとする。

(プラットフォームの事業・企画に関する連絡調整)

第6条 プラットフォームの事業・企画その他運営上のことに関して、当館社会連携推進室と多摩信用金庫と定例の会議を開催し、連絡調整に努めることとする。

(プラットフォームの事務運営体制)

第7条 プラットフォームの庶務は、当館管理部総務課において処理する。

2 プラットフォームが実施する各事業・企画の事務は、当館内の各部署の協力を得て、当館管理部総務課が連絡調整する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、当館主幹・部長会議の議を経て、館長が決定する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年 2月21日から施行する。